

## 林業再生推進活動事業補助金交付要綱

平成 21 年 10 月 15 日付け 21 森政第 203 号林務部長通知

一部改正 平成 24 年 5 月 10 日付け 24 森政第 64 号林務部長通知

一部改正 平成 25 年 4 月 22 日付け 25 森政第 45 号林務部長通知

一部改正 平成 27 年 3 月 31 日付け 26 森政第 355 号林務部長通知

(趣旨)

第 1 森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 林整計第 83 号農林水産事務次官依命通知）第 5 並びに森林整備加速化・林業再生交付金実施要領（平成 27 年 2 月 3 日付 26 林整計第 747 号林野庁長官通知）第 4 別記 1 に規定する地域協議会が行う事業に要する下記 1～3 に対応するための経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 平成 23 年度補正予算（第 3 号）に計上された復興木材安定供給等対策

東日本大震災及び長野県北部の地震からの復興に必要な木材を安定供給、林業・木材産業の再生を図る。

2 平成 23 年度補正予算（第 4 号）に計上された森林・林業人材育成加速化事業及び平成 24 年度補正予算（第 1 号）に計上された強い林業・木材産業構築緊急対策

地域の実情を踏まえた取組により森林・林業の再生に必要な人材育成を加速化させるとともに、地域材の需要拡大と需要動向に応じた機動的な生産体制を構築するため、森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び森林整備加速化・林業再生整備費補助金を交付し、造成された基金の活用によって強い林業を・木材産業の構築を図る。

3 平成 26 年度補正予算に計上された森林整備加速化・林業再生総合対策事業

昨今の住宅着工数の大幅な減少により、木材需要の冷え込みが懸念されており、木材需要の拡大と安定的・効率的な県産材の生産・供給体制の構築及び持続的な林業経営の確立を図る。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象経費	補助率
林業再生推進活動事業 (平成23年度補正予算 第3号)	(1) 協議会の設立・運営 (2) 地域の課題解決に向けた事業計画作成その他事業実施のための調査 (3) 間伐・路網整備等の計画の調整、間伐材の供給・需要に係る協定締結等の調整、事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整 (4) 事業計画の作成、事業のフォローアップ (5) 地域材利用拡大等の普及や事業実施のための研修等の取組 (6) その他事業実施に必要な事業	定額 (10/10以内)
林業再生推進活動事業 (平成23年度補正予算 第4号)及び平成24年 度補正予算(第1号)	(1) 協議会の設立・運営定額 (2) 地域材の安定的・効率的な供給体制構築の事業計画の素案の作成 (3) 需要開拓調査 (4) 原木の安定的な需要に必要な調査・分析及びコーディネート (5) 間伐・路網整備等の計画の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整 (6) 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築に必要な調査・普及・研修等の取組 (7) その他事業実施に必要な事業	定額 (10/10以内)
林業再生推進活動事業 (平成26年度補正予 算)	(1) 地域協議会の設立・運営 (2) 地域材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成 (3) 地域材の安定的・効率的な供給体制の整備や需要の開拓に必要な調整・調査・普及・研修等の取組 (4) その他事業実施に必要な事業	定額 (10/10以内)

(補助金交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 重要な変更(補助金額の増減に係る変更をいう。)をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (3) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産の取り扱いについて、「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領」(平成21年5月29日付け21林整計第89号林野庁長官通知)第8の11に規定する条件を満たすこと。

- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことがある。

(補助金交付申請書)

- 第4 規則第3条に規定する申請は、林業再生活動推進事業補助金交付申請書及び林業再生活動推進事業補助金変更交付申請書によるものとする。
  - 2 規則第3条に規定する関係書類は、収支予算書及び事業実施計画書とする。
  - 3 前項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書)

- 第5 第3第1項第1号及び第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
  - (1) 重要な変更をしようとするとき  
林業再生推進活動事業変更承認申請書
  - (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき  
林業再生推進活動事業中止（廃止）承認申請書
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき  
林業再生推進活動事業期間延長承認申請書

(交付申請取下書)

- 第6 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、林業再生推進活動事業補助金交付申請取下書を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

- 第7 補助事業者は、事業の実施状況を別に定めるところにより、知事に報告するものとする。

(実績報告書)

- 第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、林業再生推進活動事業実績報告書によるものとする。
  - 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、収支精算書及び事業実績書とする。
  - 3 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日、若しくは廃止の承

認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第9 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、林業再生推進活動事業補助金交付(概算払)請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第10 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施に必要な事項は、別に定める。

(書類の提出等)

第11 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、地方事務所の設置に関する条例(平成20年長野県条例第49号)で規定する所管地方事務所の長を経由するものとする。ただし、事業が県内全域にわたる場合は除く。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日以降に実施する補助金から適用する。